様式第114号の2（第43条関係）

|  |
| --- |
| 債務差押通知書 |
| 年　　月　　日住（居）所（所在地）氏名（名称）　　　　　　殿村長　　　　　　　　下記のとおり滞納金額を徴収するため債権を差し押えましたから履行期限までに当村役場あて支払ってください。この通知を受けた後は債権者に対して支払ってもその支払いは無効です。 |
| 滞納者 | 住（居）所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 滞納金額 | 年度 | 税目 | 納期限 | 督促状発付年月日 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | 加算金額 | 加算金額 | 滞納処分費 |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ | 円 | 円 | 下記の金額 | 円 | 円 | 下記の金額（　　）円 |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃(　　　) |
|  |  | ・ ・ | ・ ・ |  |  | 〃 |  |  | 〃(　　　) |
| 計 |  |  |  |  |  |  |
| 差押債権 | 債権者住（居）所 (所在地) | 氏名（名称） |  |
|  |
|  |
|  |
| 履行期限 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。年　　　　月　　　　日（　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。年　　　　月　　　　日（　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 記1　「延滞金額」は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの日数に応じ、督促状を発した日から起算して11日目までの期間については年7.3パーセントそれ以後の期間については年14.6パーセントの割合で計算した額です。なお、計算した額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額は切りすてます。2　「滞納処分費」は、滞納処分に要した費用で、(　)書の金額は、この通知書作成の日までのものです。 |
| 注意 | この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定により、村長に審査請求をすることができます。 |